

返戻金制度

返戻金制度は入社日より1ヶ月以内に雇用が終了した場合：コンサルティングフィーの80%に相当する額
入社日より1ヶ月以降3ヶ月以内に雇用が終了した場合：コンサルティングフィーの50%に相当する額
をベースに個別の契約書にて定めたものとなっております。